

岩手県告示第661号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年9月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

地域密着型特定施設入居者生活介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人 一秀会	宮城県栗原市金成末野台 下31番地 1	介護付きケアハウス プ レシオーソ中里	一関市中里字在家27番地 1	平成29年7月10日